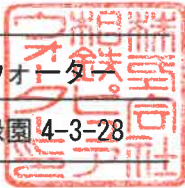


## JIS Q 1000に基づく自己適合宣言書

番号 : SO-PW-03  
発行者の名称 : 株式会社相鉄ピュアウォーター  
発行者の住所 : 神奈川県横浜市泉区緑園 4-3-28  
宣言の対象 : SH (異物除去)



上記の宣言対象は、次のJISの要求事項に適合している

| <JIS番号>      | <規格名称>         | <発効年月日>    |
|--------------|----------------|------------|
| JIS S-3200-1 | 水道用器具—耐圧性能試験方法 | 2024年5月7日  |
| JIS S-3200-7 | 水道用器具—浸出性能試験方法 | 2024年4月24日 |

追加情報:

- 項目検査結果報告書
- 耐圧性能試験方法による検査報告書
- 製品浸出試験成績表

問い合わせ : 電話 045-567-9077

代表者署名 : 取締役社長 植木 徳彦

(発行場所及び発行日)

神奈川県横浜市泉区緑園 4-3-28

2024年7月1日

この文書は、JIS Q 1000 に基づき作成された自己適合宣言書である。

# 1. 項目検査結果報告書

発行者の名称 : 株式会社 相鉄ピュアウォーター  
住 所 : 神奈川県横浜市泉区緑園4-3-28  
責任者名 : 高橋 正人



発行日 : 2024年7月1日

|               |   |
|---------------|---|
| 製品製造の工場の名称所在地 | 株式会社相鉄ピュアウォーター<br>神奈川県横浜市泉区緑園4-3-28   |
| 製造品名・形式       | SH (異物除去)<br>SO-PW-03   |
| 適合する基準        | 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令<br>平成9年厚生省令第14号 (1997年3月19日)<br>最終改正 : 令和6年厚生労働省令第65号 (2024年3月29日) |
| 適合する性能項目      | 同上省令第1条 耐圧に関する基準<br>同上省令第2条 浸出等に関する基準   |
| 試験方法          | 給水装置の構造及び材質の基準に係わる試験に準ずる  |
| 試験所名          | 株式会社 相鉄ピュアウォーター<br>株式会社 総合環境分析<br>水道法20条 水質検査機関[国土交通大臣及び環境大臣登録 : 第224号]                 |

## 2. 耐圧性能試験方法による検査報告書

当社は、耐圧性能試験を以下の条件のもとで、検査・測定したことを報告します。

1. 使用材料 (1) SH (異物除去) 「SO-PW-03」  
(2) 加圧ポンプ  
(3) 圧力測定ゲージ
2. 検査・測定方法 国土交通大臣が定める耐圧に関する耐圧性能試験により 1.75MPa の静水圧を、加圧ポンプにて1分間本体に加えて、水漏れ・変形・破損その他の異常が生じないこと。
3. 検査・測定場所 株式会社 相鉄ピュアウォーター
4. 検査・測定日 2024年 5月7日

上記の検査・測定方法により検査を行い、水漏れ・変形・破損等の異常がないことを報告いたします。

以上

神奈川県横浜市泉区緑園 4-3-28

株式会社 相鉄ピュアウォーター

検査責任者 高橋 正人



# 製品浸出試験成績表

株式会社 相鉄ピュアウォーター 様

第 24G012634 号  
令和6年4月24日

- 1.試験依頼者名 株式会社 相鉄ピュアウォーター  
2.供給品 SH(異物除去) (SO-PW-03)  
3.試験日 令和6年4月8日 ~ 令和6年4月22日  
4.浸出用液の水質

株式会社 総合環境分析  
神奈川県横浜市 緑区鴨居一丁目13番2号  
電話 045-929-0033  
F A X 045-929-0039

| 項目   | 測定値         | 単位   | 基準値     | 単位   |
|------|-------------|------|---------|------|
| pH   | 7.0(21.1°C) | pH   | 7.0±0.1 | pH   |
| 硬度   | 42          | mg/l | 45±5    | mg/l |
| アルカリ | 40          | mg/l | 35±5    | mg/l |
| 残留塩素 | 0.3         | mg/l | 0.3±0.1 | mg/l |

- 5.水道水と接触する部分の材料

|         |  |  |
|---------|--|--|
| ポリプロピレン |  |  |
| ポリエチレン  |  |  |
| SUS304  |  |  |
| NBR     |  |  |
|         |  |  |

- 6.接触面積比 545.6 cm<sup>2</sup>/l

- 7.分析試験結果

| 検査対象                | 単位   | 検査値      | 基準値     | 試験方法                    |
|---------------------|------|----------|---------|-------------------------|
| カドミウム               | mg/l | 0.0003未満 | 0.003以下 | 平15.厚生労働省告示第261号別表第6    |
| 鉛                   | mg/l | 0.001未満  | 0.01以下  | 平15.厚生労働省告示第261号別表第6    |
| 六価クロム               | mg/l | 0.002未満  | 0.02以下  | 平15.厚生労働省告示第261号別表第6    |
| ほう素                 | mg/l | 0.02未満   | 1.0以下   | 平15.厚生労働省告示第261号別表第6    |
| 1,4-ジオキサン           | mg/l | 0.005未満  | 0.05以下  | 平15.厚生労働省告示第261号別表第14   |
| 亜鉛                  | mg/l | 0.01未満   | 1.0以下   | 平15.厚生労働省告示第261号別表第6    |
| アルミニウム              | mg/l | 0.02未満   | 0.2以下   | 平15.厚生労働省告示第261号別表第6    |
| 全鉄                  | mg/l | 0.03未満   | 0.3以下   | 平15.厚生労働省告示第261号別表第6    |
| 銅                   | mg/l | 0.01未満   | 1.0以下   | 平15.厚生労働省告示第261号別表第6    |
| 非イオン界面活性剤           | mg/l | 0.010    | 0.02以下  | 平15.厚生労働省告示第261号別表第28の2 |
| フェノール類              | mg/l | 0.0005未満 | 0.005以下 | 平15.厚生労働省告示第261号別表第29   |
| 有機物(全有機炭素 (TOC) の量) | mg/l | 0.4      | 3以下     | 平15.厚生労働省告示第261号別表第30   |
| 味                   | --   | 異常なし     | 異常でないこと | 平15.厚生労働省告示第261号別表第33   |
| 臭気                  | --   | 異常なし     | 異常でないこと | 平15.厚生労働省告示第261号別表第34   |
| 色度                  | 度    | 0.5未満    | 5以下     | 平15.厚生労働省告示第261号別表第36   |
| 濁度                  | 度    | 0.1未満    | 2以下     | 平15.厚生労働省告示第261号別表第41   |

- 8.評価(判定)

上記検査について基準に適合しています。

- 9.備考

試験条件: 末端以外